

連絡先：一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
試験部
電話：代表03-3404-6141

令和4年度第2回（第106回）自動車整備技能登録試験「学科試験」
の試験結果について

令和5年4月11日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
（自動車整備技能登録試験中央委員会）

この度、令和5年3月26日（日）に実施いたしました令和4年度第2回（第106回）自動車整備技能登録（学科）試験（一級は筆記試験のみ）の合格者が決定いたしましたのでお知らせします。

なお、「二級ジーゼル自動車」試験の〔NO. 9〕、〔NO. 25〕については、試験問題として不適切であることから、この問題は全員正解の措置をとります。受験者及び関係者にお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止を図ってまいります。

1. 試験実施種目、受験者数及び合格者数等について

試験種目、合格者数等は次表のとおりです。

（速報）

試験種目	受験者数	合格者数	合格率（%）
一級小型自動車（筆記のみ）	2,456	1,302	53.0
二級ガソリン自動車	10,562	9,323	88.3
二級ジーゼル自動車	8,134	7,835	96.3
二級自動車シャシ	266	196	73.7
三級自動車シャシ	1,799	1,148	63.8
三級ガソリン・エンジン	4,008	2,881	71.9
三級ジーゼル・エンジン	709	430	60.6
三級2輪自動車	245	206	84.1

自動車電気装置	431	320	74.2
自動車車体	755	701	92.8
合 計	29,365	24,342	82.9

2. 合格基準について

合格基準は以下のとおりです。

(1) 一級小型自動車（筆記試験のみ）

合格基準は、50点満点に対し40点以上の成績であって、かつ、エンジン、シャシ、故障診断技術、環境保全・安全管理及び法規のそれぞれの分野ごとに40%以上の成績であること。

(2) 二級ガソリン、二級ジーゼル

合格基準は、40点満点に対し28点以上の成績であって、かつ、エンジン、シャシ、整備機器等及び法規のそれぞれの分野ごとに40%以上の成績であること。

(3) 二級シャシ

合格基準は、30点満点に対し21点以上の成績であって、かつ、シャシ、整備機器等及び法規のそれぞれの分野ごとに40%以上の成績であること。

(4) 三級シャシ、三級ガソリン・エンジン、三級ジーゼル・エンジン、三級2輪

合格基準は、30点満点に対し21点以上の成績であること。

(5) 自動車電気装置、自動車車体

合格基準は、40点満点に対し28点以上の成績であること。

3. 合格者の発表方法について

(1) 合格者の「受験番号」を各地方自動車整備振興会（自動車整備技能登録試験各地方委員会、以下「登録試験各地方委員会」という。）に4月11日午前9時から掲示しています。

(2) 登録試験の合格、不合格については、登録試験各地方委員会から、受験者に対し「はがき」によりその旨を通知します。

以 上